

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380008

研究課題名(和文)フォーテスキュー国制論の歴史的位

研究課題名(英文)Historical Backgrounds of Sir John Fortescue's idea of dominium politicum et regale

研究代表者

直江 眞一 (NAOE, SHINICHI)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10125619

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は「制限君主制論」あるいは「混合政体論」の基礎を提供する理論として注目されている15世紀イングランドの法律家サー・ジョン・フォーテスキューの国制論の歴史的位を明らかにする試みである。そのために、フォーテスキューの主要な3作品である『自然法論』、『イングランド法の礼賛について』、『イングランドの統治』の写本および刊本を可能な限り調査した。また、フォーテスキューの蔵書であったと考えられるオクスフォード大学ボドリ図書館蔵のRawlinson, C 398写本も検討した。その結果、「政治権力かつ王権に基づく支配」という概念はフォーテスキューに独自のものである可能性が高いことが判明した。

研究成果の概要(英文)：This research attempts to make clear the historical backgrounds of Sir John Fortescue's idea of dominium politicum et regale. For that purpose, MSS and printed editions of his main works, "De Natura Legis Nature", "De Laudibus Legum Anglie" and "The Governance of England" have been examined. Also, MS Rawlinson, C. 398 of the Oxford Bodleian Library, which is thought to be kept in his Library has been examined. As a result, we can say that dominium politicum et regale, which is the key concept of his thought, is presumably his original.

研究分野：イングランド法制史

キーワード：ジョン・フォーテスキュー 混合政体論

1. 研究開始当初の背景

(1) ジョン・フォーテスキュー(1390年頃 - 1480年頃)は、15世紀後半「ばら戦争」期のイングランドにおいて、ランカスター朝ヘンリ6世の下、王座裁判所首席裁判官(Lord Chief Justice of the King's Bench) 大法官(Lord Chancellor)等を歴任し、司法の最高の地位にあった法実務家かつ思想家である。多くの著作を残しているが、体系的な作品として次の3点がある。すなわち、『自然法論』(De Natura Legis Nature)、『イングランド法の礼賛について』(De Laudibus Legum Anglie)、『イングランドの統治』(The Governance of England)である。

これらの著作では独自の国制論(統治形態論)も展開されており、後代、とりわけ16-17世紀にイングランド特有の「制限君主制論」あるいは「混合政体論」の基礎を提供する法理論として注目を集めることになるのが「政治権力かつ王権に基づく支配」(dominium politicum et regale)という統治形態である。これは、「王権に基づく支配」(dominium regale)と「政治権力に基づく支配」(dominium politicum)の混合形態(「第三の統治形態」として、フォーテスキューがとくに提唱する統治形態である。最初『自然法論』(1461-3年頃執筆)の中で(第1部第16章、18章、22-26章、第2部第42-46章等)補論的に言及された当該統治形態は、次いで『イングランド法の礼賛について』(1468-71年頃執筆)において(第9章-第13章)、イングランド法とフランス法の比較に先立ってイングランド独自の国制の基礎として強調され、『イングランドの統治』(1471年以降執筆)において(第2章)さらに展開されるに至る。前2作がラテン語で書かれたのに対して、本書は英語で書かれており、大きな影響力をもったと考えられる。

(2) 研究代表者はすでに1989年から90年にかけて、北野かほる、小山貞夫両氏と共訳の形で『イングランド法の礼賛について』の邦訳を公表しており(『法学』第53巻第4・5号、第54巻第1号)また2012年には『自然法論』の邦訳を出版した(創文社刊)。そこで、本研究においてはさらに『イングランドの統治』の解説を試みると共に、これら3作品の検討を通して、フォーテスキューの国制論の展開過程を跡付け、その思想的淵源を明らかにすることを、主要な目的とした。

以上が本研究開始当初の学術的背景、また研究代表者がこれまでの研究成果を踏まえて着想にいたった経緯である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「制限君主制論」あるいは「混合政体論」の基礎を提供する理論として注目されている15世紀イングランドの法

律家サー・ジョン・フォーテスキューによる国制論の歴史的 position、とりわけその思想的淵源を、その著作の検討を通して、明らかにすることにある。

3. 研究の方法

(1) 上記の目的を達成するために、英国図書館(British Library)、オクスフォード大学ボドリ図書館(Bodleian Library)、ケンブリッジ大学図書館(Cambridge University Library)等に所蔵されている上記3作品、とりわけ『イングランドの統治』の写本および刊本を可能な限り調査・閲覧した。

写本:『イングランドの統治』については、英国図書館蔵のCotton Claudius A, VIII; Harleian 1757; Harleian 542、ボドリ図書館蔵のDigby 145; Digby 198; Rawlinson B, 384、ケンブリッジ大学図書館蔵のCUL L1 3,11、ランベス宮殿図書館蔵のLambeth 262を参照した。これらはいずれも英語で書かれたものであるが、この他にラテン語の梗概が2つ伝来している。ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ図書館蔵のR 5, 18写本(1901年刊のM.R.James編のカタログではno.713, ff.50b-57)とボドリ図書館蔵のRawlinson Miscell. 326写本である。この2つの写本には、「エドワード4世時代に書かれたある政治に関する論考についての固有の要約」(Epitome singularis cujusdam Politici Discursus Edwardi 4 temporibus scripti)とのタイトルが付されている。

以上の諸写本について、研究期間中にイングランドに出張し、各所蔵図書館において閲覧した。ラテン語版梗概2つについては、写真撮影もおこなった。

また、すでに邦訳を刊行している『自然法論』と『イングランド法の礼賛について』の写本に関しては、それぞれ邦訳を作成した際に依拠し、すでに研究代表者の手元にある写本(Lambeth 262とCUL Ff 5,22)を利用した。

刊本:『イングランドの統治』については、初版(1714年)および第3版(1724年)がケンブリッジ大学図書館に所蔵されており、また第2版(1719年)が立教大学図書館に所蔵されていることを確認し、これらの「序文」「献呈の辞」等を比較検討した。部分的に写真撮影もおこなった。

これらの写本および刊本の比較検討を踏まえて、フォーテスキューの国制論の歴史的 positionを明らかにすることを試みた。

(2) 全165葉からなるボドリ図書館蔵のRawlinson C.398写本はフォーテスキューの蔵書と考えられている。そこで、同写本に収録された作品の内容を検討することによって、フォーテスキューの思想的背景、就中「政治権力かつ王権に基づく支配」という独自の

統治形態論の典拠がそこに見出されるか否かを明らかにすることを試みた。

フォーテスキュー自身がその作品中で論拠として明示的に引用している著作の中では、従来（聖書は別として）とりわけ次の2つが重視されてきた。すなわち、トマス・アキナス著『君公統治論』(De Regimine Principum)、正式名称『君公の統治についてキプロス王に宛てた論考』(De Regimine Principum ad Regem Cypri)(1267年頃成立)とボヴェーのウィンケンチウス著『君公の道徳的教育について』(De Morali Principis Institutione)(1260-1263年頃成立)である。

トマス・アキナスの著作との関係については、「政治権力かつ王権に基づく支配」というフォーテスキューが推奨する統治形態はトマスの思想に由来するものであるのか、それとも当時圧倒的な影響力をもっていた聖トマスの権威に仮託してフォーテスキューが自らの独自の見解を展開したのかというこれまでも論議されてきた問題の解明が残されている。

他方、ウィンケンチウスからの影響に関しては、その1写本がRawlinson C.398に含まれていることから、フォーテスキューがこの写本を通してウィンケンチウスの影響を受けた可能性が指摘されている。「政治権力かつ王権に基づく支配」であるイングランド王国は「力」ではなく「同意」に起源を有するというフォーテスキューの主張(『イングランド法の礼賛について』第12-13章;『イングランドの統治』第2章)は、フォーテスキュー当時なお影響力を有していた「ブルータス伝説」に依拠しているが、ウィンケンチウスも「ブルータス伝説」に言及しているからである(第2章)。

また、ウィンケンチウスの『君公の道徳的教育について』と同じくRawlinson C.398に収録されているRichard Redeの『新年代記』(Nova Cronica)もフォーテスキューの国制論に対する影響という観点から検討する必要がある。同書もまた「ブルータス伝説」に言及しているのみならず、「力」による支配である「ノルマン征服」に関する叙述を含んでいることから、フォーテスキューがそれをどのように受け止めたかという問題があるからである。

4. 研究成果

(1) 上記「研究の方法」の(1)に記載した諸写本および刊本の比較研究から明らかになった主要な点は、さしあたり以下の通りである。

写本: Bodley Digby 198 写本(16世紀)とCUL Ll 3,11 写本(17世紀)は元々別系統の写本に属するが、共にローマ教皇が言及されている箇所(第8章)に手を加えているという特徴を有する。とくに、CUL Ll 3,11

写本では教皇への言及が完全に省略されている箇所がある。この箇所は国王と教皇を対比した叙述の中にあり、「教皇は教会によって維持され、国王は王国によって維持される」という特徴的な表現が用いられ、さらに聖書からの引用がこれに続く(f.233vの20行目 defence and justice 以後の部分)。

このような宗教改革以後に書かれた写本が教皇への言及を意識的に避けているという事実は、逆に、教皇を頂点とした権力秩序というフォーテスキューの伝統的=中世的(あるいはローマ・カトリック的)世界観を鮮明に浮かび上がらせる(この点について、詳しくは、直江真一「フォーテスキューの弁解」、『季刊 創文』第7号、2012年、3頁、参照)。

刊本: 『イングランドの統治』に付された全82頁からなる「序言」(初版では、編者であるJohn Fortescue-AlandからSir John Holland宛、第2版ではHugh Fortescue宛)では「イングランド法の古さ」(Antiquity of the English Laws)が強調されている。

すなわち、イングランド法の起源がウィリアム1世に始まるとすると絶対王政論者がそれを悪用しかねない。イングランド法は征服によって与えられたものである、と。それに対して「何年も前に生きていた我々の著者〔ジョン・フォーテスキュー〕は古の時代について、もっと正しい見方をしていたと思われる」。イングランドのコモン・ローはエドワード証聖王の法よりもはるかに古い起源を有しており、ウィリアム征服王もヘンリ1世も古来の良き法を遵守することを宣誓しているからである。このような編者の見方は正に、後述するフォーテスキューのイングランド国制起源論を反映したものとと言える。

なお、フォーテスキューの小作品『ランカスター家の権利の弁護』(Defensio Juris Domus Lancastriae)は、直接国制を論じた著作ではなく、王位継承権を主題としたものであり、その意味では『自然法論』を補足する位置にあるが、本作品においてフォーテスキューは、ヘンリ1世の死亡(1135年)後の王位継承時にすでに王国「共同体」(communitas)概念が存在していたかのごとくに論じている。これも、前述したヘンリ1世による古法の遵守への言及と併せて、イングランド法の歴史的連続性を強調するフォーテスキューの歴史観の表れと理解される。

(2) 上記「研究の方法」の(2)に記載したRawlinson C.398写本の検討からは、以下の諸点が明らかになった。

本写本には全部で10の素材が収録されており(神学上の著作が5点、歴史書と君主鏡が各1点、その他3点)収録作品の冒頭のイニシャルにはそれぞれフォーテスキュー家の紋章が描かれている。また効き紙(pastedown)には、筆者不明であるが、18

世紀の書体で「かつてイングランド王ヘンリ6世の下で大法官であったサー・ジョン・フォーテスキューの蔵書であった」(Liber quondam Johis. Fortescue Militis sub Hen 6to Angliae Rege Cancellarii)と書かれている。ここから、本写本はフォーテスキューの蔵書であったと結論付けて問題ないように思われる。

フォーテスキューがこれをいつ入手したかは不明であるが、後述の「ブルータス伝説」が『自然法論』においては言及されていないという事実を重視すれば、同書が書かれた1461年3年以後との推測が可能である。

ウィンケンチウス著『君公の道徳的教育について』(ff.89r-119r)は、その最初の部分(第1~9章)において君主権の起源とその正当性あるいは限界と使命を論じている。「ブルータス伝説」が登場する(第2章)のみならず、フォーテスキューによる旧約聖書における王の解釈についても、その典拠と見ることができる。フォーテスキューは「王権のみに基づく統治」の始まりをニムロドによる力による征服に求めているが(『自然法論』第1部第7章;『イングランド法の礼賛について』第12章)、その典拠も『君公の道徳的教育について』にある(第2章)。さらにまた、ウィンケンチウスが「国家の身体」について論じ、「信徒の共同体」(universitas fidelium)が聖的共同体と俗的共同体に区別されること、後者(commonwealth)が人間の身体同様、頭としての君公の他、それぞれが心臓、目、耳、舌、脇腹、足の役割を担うとしていること(第1章)も、『イングランド法の礼賛について』において反映されている(第13章)。

しかし、ウィンケンチウスはブルータスに言及はしているものの、混合政体あるいは「合意による統治」という文脈においては無い。言い換えれば「王権かつ政治権力に基づく王国」の始まりにブルータスを据えたこと(『イングランド法の礼賛について』第13章;『イングランドの統治』第2章)はフォーテスキューの独創的見解と見ることができる。フォーテスキューは、ジェフリー・オヴ・モンマスによる『ブリタニア列王史』(Historia Regum Britannie)の流布を通して、執筆当時いまだ根強い人気を有していた「ブルータスによる建国神話」を利用しつつ、持論を展開しているように思われる。その意味において、ウィンケンチウスがフォーテスキューの国制論に与えた影響については過大に評価してはならない。

『新年代記』は16世紀の著名なプロテスタント歴史家(殉教史家)John Foxeによれば、Richard Redeなる者によって編纂されたとされており、赤のイニシャルで次のように始まる。「最初の王ブルータスからヘンリ6世の治世第14年〔1437年〕に至るイングランド人達の諸王の事蹟についてのやや手短に編まれた新年代記」(Nova Cronica de

gestis Regum anglorum a primo [rege Bru] To usque ad annum xiiii Regis Henrici sexti sub quodam compendio compilata) (ff.1r-51r)しかし、ここでも「ブルータス伝説」の中に、イングランドの始源的国制がフォーテスキュー説くところの「王権かつ政治権力に基づく王国」であったという内容が含まれているわけではない。

他方、f.29の上から12行目の末尾からは「ノルマン征服」の件が登場するが、ここには注目すべき特徴がある。ノルマンディ公ロベールの非嫡出子として生まれたギヨーム(ウィリアム征服王)は「自らのイングランド上陸について多くのことを考えた。いかにして神の恩寵のみによって支配者として神の命によって受け入れられ、またいかにして神に満足してもらうことができるかを考えた・・・[中略]・・・そして主に対して一層献身的に次のように懇願した。主の大きな憐憫と特別の恩寵によって、自らの相続人と承継者達がイングランド王国において、征服によって彼の後どれ程の期間統治するかを知らせて欲しい、と」。これに対して、修道院を建立することが「神託」(fatum divinum)として告げられ、話はバトル修道院の建立へとつながっていく。

『新年代記』のこのような叙述は「ノルマン征服」を正当化するものであり、「力による国制」を否定しようとするフォーテスキューにとっては、大きな障碍となつたに違いない。そのためか、f.29の中段やや左寄りにはバツ印が後から書き加えられている。明らかに当該箇所を削除せんとするかのごとくである。しかし、ここには不明な点がいくつか存在する。第1に、外見上バツ印はf.29の全体に及んでいるのではなく、3分の1程の部分に書かれているのであるが、はたしてその前後も削除する意図であったのかどうかという点である。2箇所ある欄外の注記について見てみると、「征服者ウィリアムの誕生についての注」の方は上から線が引かれているのに対して、下の方の注「神託」はそのまま残されている。しかし、本文の下部分(バツ印の及んでいない部分)には「征服」の語が使われており、これを排除する目的があったとすれば、バツ印は全体に及ぶと解釈することもできる。第2の問題は、このバツ印は誰の手によるのかということである。フォーテスキューが自ら書き込んだという可能性も排除されないが、その証拠はない。

(3)最後にトマス・アクィナスとの関係であるが、結論を先に述べると、統治形態論における影響という点では、否定的に考えるべきであろう。確かにフォーテスキューは、『イングランドの統治』の冒頭において、王国には2つの種類(「王権に基づく支配」と「政治権力かつ王権に基づく支配」)があること、またその相違が聖トマスによって教えられていることを述べている(第1章)。また『自

然法論』では、トマスの著作『君公統治論』に言及して、次のように書いている。「聖トマスは、キプロスの王に宛てて書いた前述の書物の中で、アリストテレスが教える様々な統治の種類に言及して、自らは特に王権に基づく統治と政治権力に基づく統治を推奨している」と(第1部第16章)。

周知のように『君公統治論』の第2巻途中以降はルッカのプトレマイウスによって書き継がれたと言われており、その箇所には「命令的支配と王権かつ政治権力に基づく支配」という一節がある(第3巻第20章)。フォーテスキューはここから「王権かつ政治権力に基づく支配」という用語を見出したのかもしれない。『自然法論』では「ユリウス・カエサル時代に、以後命令的支配権と呼ばれるローマ人達の最高の支配権が生まれた。聖トマスは、前述のその著作『君公統治論』において、この支配権を、政治権力に基づき同時に王権に基づくものであると主張した(第3巻第20章)」と述べているからである(第2部第46章)。しかし、フォーテスキューの言う「政治権力かつ王権に基づく統治」にとって真に権威となる概念を聖トマスの著作の中に見出すことは困難である。

総じて、以上の検討結果から言えることは「政治権力かつ王権に基づく支配」という概念はフォーテスキューの独創である可能性が高いということである。ここで『イングランドの統治』第2章における議論を振り返ってみると、フォーテスキューは、「王権のみに基づく支配」が史上最初に存在したが、その後人類がより文明化され(mansuete)、より一層徳を志向するようになると、大きな変化が生じた。ブルータスと共にこの国にやって来た団体がそうであったように、と述べて、「王権かつ政治権力に基づく王国」の始まりを描いている。政治権力に基づく統治とは知恵と多数の人々による助言によって運営される統治である。同様のことは、すでに『自然法論』においても論じられている(第1部第23章)。

このような独創的見解は、国外逃亡中に大陸におけるより専制的な統治に触れたフォーテスキュー自身の経験から生まれたものであったように思われる。『イングランドの統治』ではこうも述べている。「イングランド王国がそのような法〔フランスにおける王の法(Jus Regale)〕またそのような国王の下で支配されていたとするならば、イングランド王国を征服し、略奪し、滅亡させようとする他のすべての民族の餌食となっていたことであろう」と(第3章)。

結局、フォーテスキューが独自の国制論の着想に至ったのは、一方では、このような大陸(フランス)の国制との比較を通して、他方では、課税同意権を中心としたイングランドにおける議会統治に対する信頼を通してだったのでなかろうか。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

1. 直江眞一、「ジョン・フォーテスキュー著『ランカスター家の権利の弁護』(邦訳)」、『法政研究』(査読無)、第80巻第4号、2014年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

直江眞一 (NAOE SHINICHI)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：10125619

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし